

令和6年度 済水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	笠松町水道事業												水道技術管理者名
浄水場名	笠松町水道第1水源地												北川 恒之
採水の場所(住所及び施設名)	笠松町上新町172(第一保育所)												
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他												健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他												1回目 5月
水質検査委託機関名称													2回目 11月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
9 塩酸態窒素	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
14 四塩化炭素	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランヌー	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
1・2-ジクロロエチレン															
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
20 ベンゼン	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジフロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回
40 蒸発残留物	3ヶ月毎	○			○		○			○				4	3ヶ月に1回
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジエオスミン)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、水源が地下水のため
1・2・7-テトラメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
45 フェノール類	年1回						○							1	過去の検査結果が基準値の5分の1以下であり水温、浄水方法に変更がないため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 24 9 9 24 9 9 51 9 9 24 9 9

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。